



議会基本条例の 議員意見交換会

本

市議会では、本年3月に議員6名に

よる議会基本条例策定委員会を設置し、議会基本条例の制定に向けて取り組みを始めたところです。

これまでに9回の委員会を開き、このたび条例の素案がまとまったことから、6月28日、本会議場において議員相互による意見交換会を行いました。

この条例を制定するのは、「議員が市民の負託※に応え、議会改革を展開するためには、市議会と議員の果たすべき役割を明らかにして、議会活性化の取り組みに実効性と継続性を持たせることが必要」との理由からです。

素案は、議会行財政改革特別委員会が調査した「議会の情報公開の推進」を始めとする九つの項目を軸に作成され、前半に原則、後半に活動内容、終わりに議会における条例の最高規範性を規定しています。

条文には、議会と議員の活動原則、市民との関係、議員の政治倫理のほか、議会が行う市民との意見交換や議会報告会の開催、議員相互の自由討議の実施などが盛り込まれています。

2時間にわたる意見交換会では、「条文の表現は適切か。」や「基本理念をより明確にしては。」「具体的な活動内容を示しては。」といった意見が出されました。

地域主権改革の時代を迎えた今、議会は二元代表制の下、公正性や透明性を確保し、積極的に情報公開に努め、市民参加を推進し、開かれた議会を目指す時代がきています。

また、議員は自らの資質向上にたゆまぬ努力を重ね、市長など執行機関およびその職員との議論を充実するとともに、議員間の自由討議に取り組み、ひいては政策立案能力の向上に努めていくよう、さらなる改革が求められています。

本委員会では、意見交換会での提案などを参考に、今後さらに条例の中身を精査していきます。

なお、条例の制定は本年9月を目標にしています。



説明や答弁をする策定委員

※負託＝人に引き受けさせて任せること。